

令和 3 年度
第 5 回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 3 年 8 月 10 日開会

高松市農業委員会

令和3年度第5回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和3年8月10日（火）午後2時開会

開催場所 高松市役所13階大会議室

出席委員 19人

- 1 番 三笠 輝彦（会長）
- 2 番 真鍋 俊二
- 4 番 佃 俊子
- 5 番 太田 政美
- 6 番 高砂 清一（会長職務代理者第1）
- 7 番 瀧本 繁樹
- 8 番 森口 憲司
- 9 番 三好 義光
- 10番 赤松 貞廣
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 佃 光廣
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第2）
- 16番 藤澤 鶴夫
- 17番 河野 光明
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 宮武 正明
- 22番 橋田 行子
- 24番 古川 浩平

欠席委員 5人

- 3 番 佐竹 博巳
- 11番 谷口 勝幸
- 15番 河田 薫
- 18番 原田 和幸
- 23番 神内 茂樹

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼 農 政 課 長 南 岳志
- 農政課長補佐 向谷美保子
- 農政管理係長 浮田 政宏
- 主 査 藤澤 英宣
- 主 任 主 事 森 康壽
- 主 任 主 事 多田 利浩

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（特別議案）

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第9号 非農地証明願について

議案第10号 農用地利用配分計画について

議案第11号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和3年度第5回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中19人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、佐竹委員、谷口委員、河田委員、原田委員、神内委員の5名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番富本委員及び19番森委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ 使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

1番は、申請地の一部を分家住宅用地とする転用計画があり、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

2番は、賃貸人が自ら耕作するため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。

1番は、転用するため、返還を受けたものです。

転用の内容については、農地法第4条許可申請4番のとおりです。

2番は、借人が労力不足となり、返還を受けたものです。

3番は、転用するため、返還を受けたもので、転用の内容については、農地法第5条許可申請使用貸借6番のとおりです。

4番は、第3者が転用するため、返還を受けたものです。

5番の1及び2は、5番の2の農地に係る遺言執行に伴い、返還するもので、農地法第3条許可申請所有権4番及び同使用貸借2番に関連しております。

議案書3ページをご覧ください。

6番は、借入法人の変更予定があり、返還を受けたもので、この後、すべての農地について機構を通じて新たな利用法人との契約が進められることとなっております。

7番及び8番は、農地機構を介した貸借について、借人が対象地すべてを自作地とするため返還したもので、農地法第3条許可申請所有権11番に関連しております。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について2件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでもありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでもありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書5ページをご覧ください。

本件は、令和3年3月12日付けで、当初は2階建2棟の共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、融資の関係で止むを得ず、棟数を2階建1棟とし、また、建築面積を185.34平方メートルから204.32平方メートルに変更し、許可後の事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請1番に関連しています。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでもありますので、議案第2号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでもありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申しあげます。

議案書6ページをご覧ください。

1番は、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用者が営む共同住宅の駐車場が手狭になっているため、新たに隣接する所有農地を造成し、露天駐車場用地とするもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が984.92平方メートルあります。

2番は、道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、道路拡幅をした際に申請地も含めて工事を行ったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成18年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、河川の工事の際に、地盤を上げ造成したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年ごろに造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が597.40平方メートルあります。

4番は、貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分されますが、労力不足により農業経営が困難となり、家賃収入により生活の糧を得ようと計画するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地等が141.70平方メートルあります。

使用貸借に係る農地返還通知1番に関連しています。

5番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、労力不足により農業経営を縮小し、共同住宅を建築し、将来の安定収入の確保・土地の有効活用を図るもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

農地法第5条許可申請所有権10番に関連しています。

6番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地隣接の住宅が手狭となったため、住宅兼納屋として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は、昭和46年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が688.23平方メートルあります。

7番は、水路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農地への通水のため、水路として転用申請するもので、他の土地に替えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和40年ごろに造成済みですが、この度追認許可を受けるも

ので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家族の増員に伴い、隣接地を住宅拡張用地として増築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和54年ごろに建築済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が487.47平方メートルあります。

以上、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について8件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書7ページをご覧ください。

1番は、令和3年3月12日付けで、2棟の共同住宅用地として転用許可を受けていましたが、建物建築の資金不足が生じたため、当初計画していた2棟から1棟に計画変更し、また、建築面積を185.34平方メートルから204.32平方メートルに規模拡大することから、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、平成30年7月2日付けで、分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、5棟が工事完了未了となっていることから、工事完了日を令和5年5月31日まで期間延長するため、許可後の事業計画変更申請をするものです。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第4号については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請

についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書8ページをご覧ください。

本件は、平成10年4月28日付けで、車庫兼物置用地として転用許可を受けていましたが、転用者の資金面の関係により今後の事業遂行が困難となっていることから、隣接地にある新たな承継者の経営する会社社宅の敷地拡張用地とするため、許可後の承継を伴う事業計画変更申請をするものです。農地法第5条第1項許可申請所有権19番に関連しています。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可後の承継を伴う事業計画変更申請について1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第5号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を冨本会長職務代理者から報告をお願いいたします。

冨本会長職務代理者 現地調査委員の冨本です。

今回の特別現地調査委員は、森委員と私の2名で、本日午前中に現地調査を実施しました。

農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案は香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。内容については、現地調査委員を代表して森委員から報告をお願いします。

森委員 現地調査委員の森です。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権について、説明させていただきます。

別紙の5条特別議案書をご覧ください。

1番の申請地は、サンメッセ香川南東700メートルに在り、主として四国内に支店を構えて、事務用機器の販売やリース業を営む転用者が、この度、高松支店の事業拡大に伴い、事務所が手狭となったことから、新たな事務所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、主要地方道中徳三谷高松線に近く、交通の利便性が良く、近隣には企業や香川大学工学部など、先端技術の研究開発などを行う民間研究所が集まっており、事務用機器の需要が見込め、事業効率の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の

同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案所有権1件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

藤澤主査 議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案のうち、まず、所有権移転の案件について御説明申しあげます。

議案書9ページをご覧ください。

1番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用悪水路が3.25平方メートルあります。

2番の転用者は、不動産賃貸業を営む法人で、隣接地で建設用機器及び車両リース業を営む法人への貸車庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、歯科医師で、市内中心街で賃貸借している診療所が、従業員が増え手狭となっていることから、父所有農地を譲り受けて新たな診療所用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、住宅団地が多くあり、また、同種の診療所が近隣に無く、来院客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であ

ると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、宗教法人が法事等の来訪者が多い際、既設の参拝用駐車場が不足しているため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が公衆用道路に接し、主要地方道中徳三谷高松線への交通の利便性が良く、寺院から道路を挟んで隣接し、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、自己住宅へ進入する道路拡幅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自己住宅への進入道路拡幅であり、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,282.33平方メートルあります。

8番の転用者は、自己住宅を建築するにあたり母が足腰が悪いので、バリアフリー住宅を建築するために宅地を購入したものの、建築面積が増え、敷地内に自家用駐車場を確保することが出来ないため、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が185.06平方メートルあります。

9番は、太陽光発電設備の設置を主力とする法人が、近年の需要拡大に伴い受注が多く現場

への資材運搬の利便性を考慮し、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に接し、主要地方道塩江屋島西線から近く、車両の出入りもし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が370.57平方メートルあります。

議案書10ページをご覧ください。

10番は、共同住宅の建築を計画している個人が、用地測量を行った際、東側の隣接地との境界調整をするため、農地の一部を計画地として譲り受け、共同住宅の敷地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、自己所有農地を転用し、建築予定の共同住宅に付随する土地であり、他の土地に代えて転用することが出来ないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第4条第1項許可申請5番に関連しています。

11番の転用者は、市内で共同住宅を経営する個人で、近年高齢者向けの福祉施設が不足しており、ニーズも高いことから、親族の所有する農地を譲り受けて、貸グループホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側及び南側が市道に面し、周辺は、分譲住宅等で宅地化が進んだ地域に在り、また、用途地域に近く、入居者の需要が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

13番の転用者は、柔道整復師で、賃借店舗で治療院を営んでいるが、今回新たに住宅兼治療院用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が主要地方道円座香南線に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域であり、来院客が十分見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

14番は、借家住まいで家財道具が増え、住居が手狭となったため、祖母所有の農地を譲り受けて分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が道路に接し、また、祖母宅に近く面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

15番は、現在居住している既存住宅及び新たな分家住宅の進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に接し、既存宅地の進入路であり、他の土地に代えて転用することができないことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成元年に造成済ですが追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。農地法第5条許可申請所有権16番に関連しています。

16番は、現在、妻の実家住まいで子の成長に伴い住居が手狭となっていることから、祖父所有の農地を譲り受けて非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、進入路を介して東側が市道に接し、また、祖父宅に隣接し、面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。農地法第5条許可申請所有権15番に関連しています。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整も出来ており、被害防除措置も適切であると考えます。

17番は、現在、実家住まいで子供ができる予定であることから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が公衆用道路に接し、周辺は、教育施設が整備され、宅地化の進んだ閑静で住環境の良い地域にあることと、実家にも近く親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

18番は、認可地縁団体である自治会が会議や行事を行うための自治会公民館用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和54年6月30日に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が94.79平方メートルあります。

19番は、段ボール箱の製造販売業を営む法人で、外国からの技能実習生を賃貸住宅で受け入

れているが、雇用人数を増やすため、近隣地の住宅を社宅として購入し、駐輪場及び駐車場を設けるため、社宅敷地の拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が523.52平方メートルあります。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申しあげます。

議案書11ページをご覧ください。

1番の転用者は、生コンクリートの製造販売業を営む法人で、公共事業（市道城渡吉光線の改良工事）に伴い工場用地の一部、約300平方メートル余りが買収され、その代替地により露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側及び南側が市道に接し、主要地方道円座香南線へのアクセスも良く、市道を挟んで工場敷地に隣接し、利用及び管理がし易いことから転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、土木工事業を営む法人が香川県東讃土地改良事務所が発注する「六ツ目上池耐震補強工事」の受注に伴い、連絡事務所や工事用車両等の置場が必要であることから、仮設事務所・駐車場用地として、令和3年11月30日までの一時転用申請をするものです。

立地基準については第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道三木国分寺線及び市道に接し、交通の利便性が良く、大型車両の往来も容易で、工事現場からも近く利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書12ページをご覧ください。

1番は、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、主要地方道中徳三谷高松線に近く、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅で宅地たて化の進んだ地域でもあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番も、現在、妻の両親と同居しているが、子の成長に伴い手狭となっていることから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に接し、周辺は教育施設及び商業施設が整備され、分譲住宅で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、母所有の農地を借り受けて、共同住宅の露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和2年9月30日に造成済みですが追認許可を得るもので、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、妻と共有の農地を借り受けて、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、妻所有の農地を借り受けて、共同住宅の貸露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

6番は、借家住まいであるが、結婚を機に祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借に係る農地返還通知3番に関連しています。

7番も、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請をするものです。

立地基準については用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。

8番も、借家住まいであるが、子の成長に伴い住居が手狭となったことから、妻の母所有の

農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が公衆用道路に接し、周辺は商業施設が整備され、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

以上、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権18件、賃借権2件、使用貸借8件、計28件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

多田主任主事 議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、まず、所有権移転について御説明申しあげます。

議案書13ページをご覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は隣接所有農地と一体利用して、野菜を作付けするものです。下限面積要件に関しては、関連議案として農地法第3条許可申請使用貸借1番が同時に提出されています。

全部効率利用要件・下限面積要件・地域との調和要件は全て満たしています。

なお、2番以下の案件については、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、譲渡人が労力不足となり、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後は「花き」を栽培するものです。

3番は、強化促進法により借り入れていた申請地を、労力不足である地権者から所有権取得し、従来通り水稻を作付けするものです。

4番は、遺言の執行に伴い申請地を取得するもので、取得後はトウモロコシ、ブロッコリーを栽培するものです。関連議案として使用貸借に係る農地返還通知5番の2及び下限面積要件に関しては、農地法第3条許可申請使用貸借2番が同時に提出されております。

5番は、譲渡人が労力不足であることから、新規営農を希望する譲受人が所有権取得するもので、取得後は既に植栽されている果樹である「柿」を栽培するものです。農地法第3条許可申請使用貸借3番に関連しており下限面積要件は満たしております。

6番は、酪農業を営む農地所有適格法人が、飼育乳牛のための牧草飼料（WCSイネ）を栽培するため申請地を取得するものです。

7番は、譲渡人が兼業・高齢化により経営縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はイチジクを栽培するものです。

8番は、香川県の（本津川）河川改修工事により生じた狭小な申請地を、隣接農地所有者が遺言執行者兼相続人から所有権取得するもので、取得後は、隣接所有農地と一体利用し、水稻を作付けするものです。

9番は、譲渡人が兼業・高齢化により経営縮小することから、経営規模の拡大を希望する譲受人へ譲り渡すもので、取得後はネギ・イモ・マメ等を栽培するものです。

議案書14ページをご覧ください。

10番は、長男へ部分贈与するもので、今まで同様、野菜を作付けするものです。

11番は、農地機構を介した借入地を所有権取得するもので、今まで同様、ブロッコリー、スイートコーンを栽培するものです。使用貸借に係る農地返還通知7番及び8番に関連しております。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借による権利の設定について御説明申し上げます。

議案書15ページをご覧ください。

1番は、経営規模の拡大を希望する借受人が3年間借入し、野菜を作付けするものです。農地法第3条許可申請所有権1番に関連しています。

2番は、新規営農を行う借受人がトウモロコシ、ブロッコリー栽培のため、労力不足である貸人から10年間借り入れるもので、使用貸借に係る農地返還通知5番の1及び農地法第3条許可申請所有権4番に関連しております。

3番は、貸人が労力不足であることから、新規営農を希望する借受人が3年間借り入れて、水稻を作付けするもので、農地法第3条許可申請所有権5番に関連しております。

次に、農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、地役権設定について御説明申し上げます。

議案書16ページをご覧ください。

1番は、高松市道内の水道本管から自宅まで、約36メートルの水道管理設のため申請地に30年間、地役権を設定するものです。

以上、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転11件、使用貸借3件、地役権1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 農地法第3条第1項の規定による

許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第9号 非農地証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森主任主事 議案第9号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書17ページをご覧ください。

1番は平成17年ごろ農業用の納屋として、2番は昭和55年ごろから水路として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

3番は、昭和40年ごろから、4番は、平成2年ごろから、5番は、平成13年ごろから、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適当等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第9号 非農地証明願について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——— 御発言がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第9号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第10号 農用地利用配分計画についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第10号 農用地利用配分計画について御説明申しあげます。

資料1をご覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っている農地について、担い手の耕作農地について面的集約を行うため貸付先の変更を行うもので、農用地利用配分計画を作成するにあたって、8月4日付けで高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は8月30日となっています。

一枚めくっていただきまして、資料の2ページの明細書をご覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付の期間は従前の権利設定期間の残り期間となっており、賃借料等の貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第10号 農用地利用配分計画について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 10 号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 10 号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田農政管理係長 議案第11号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について御説明申しあげます。

資料 2-1 をご覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っている農地について、農地所有者から香川県農地機構に対し農地貸借契約内容変更の申出があったため、農用地利用集積計画の変更に先立ち農業委員会の意見を求められているものです。

一枚めくっていただきまして、資料の 2 ページの 2 の変更内容につきましては、利用権の設定期間が平成29年11月 1 日から令和 5 年10月31日までの 6 年間だったものを、令和19年10月31日までの20年間に変更するものです。これは現在の借受者が国の補助金を受けて、ビニールハウスの設置を計画しており、農地の所有者もこれに同意したことによるものです。

このことに対する農業委員会の意見の案といたしまして、資料の 4 ページの四角の中のとおり「異議ありません。」としています。

続きまして、資料2-2をご覧ください。

本件は、今年、令和 3 年 4 月 1 日から香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付を行っている農地について、農地の借受人から香川県農地機構に対し農地貸借契約内容変更の申出があったため、農用地利用集積計画の変更に先立ち農業委員会の意見を求められているものです。

一枚めくっていただきまして、資料の 2 ページの 2 の変更内容につきましては、賃借料の金額が2,730円となっているものを3,900円に変更するものです。これは農地機構が貸借契約をする際に賃借料の設定に錯誤があったためです。

変更後の金額については10アールあたりに換算すると10,000円となり、これは下笠居地区の平均賃借料9,100円に近い金額になっております。

農業委員会の意見の案といたしまして、資料の 4 ページの四角の中のとおり「異議ありません。」としています。

以上、議案第 11 号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第 11 号については異議のない旨回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第 11 号については異議のない旨回答することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について事務局の報告を求めます。

南事務局長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料3をご覧ください。

期間としましては、令和3年7月8日から8月5日分までであります。

まず、許可件数ですが、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が7件、7月議決分といたしまして4条が18件、5条が41件、合計で4条が18件、5条が48件です。

許可保留件数につきましては、6月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、7月議決分といたしまして4条が1件、5条が9件、合計で4条が1件、5条が18件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1 ページをご覧ください。

4条関係で、9番が、建築基準法上の道路許可未了のため、許可保留となっております。

2 ページをご覧ください。

5条関係で、3月議決分では、所有権の28番は、開発許可未了により現在、許可保留になっています。4月議決分の所有権の4番、賃借権の1番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。5月議決分の所有権の4番、15番、21番は、開発許可未了により現在、許可保留となっています。6月議決分の所有権の4番、10番は、開発許可未了により、13番は、開発許可未了及び直近事業造成工事未了により、現在、許可保留となっています。

4 ページをご覧ください。

7月議決分の状況ですが、所有権の6番、7番は、開発許可未了により、10番は、開発許可及び道路工事承認未了により、現在、許可保留になっています。14番、19番は、開発許可未了により、現在、許可保留になっています。

5 ページをご覧ください。

22番、25番、28番は、開発許可未了により、現在、許可保留になっています。

6 ページをご覧ください。

使用貸借権の14番は、県河川工事承認未了により、現在、許可保留になっています。

以上で今月の許可状況についての報告を終了します。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。——御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和3年度第5回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時6分 閉会